

# 守る会 ニュース

第4号

2018.6.1

成田市和田 141

守る会発行

## 報告集会・総会以後の経過

〈一月二七日報告集会・総会にて「守る会」は解散

・秋葉さんの「不起訴」(12月21日)を受けて当初の目的を達成したことを確認し「守る会」の解散を決定。残りの仕事は幹事会に一任することとした。

〈その後の県教委とのかかわり〉

県教委からの誠実な回答はなかった

・千葉県教育庁教職員課に対して「守る会」から要請書、秋葉さん本人から抗議文を担当者へ直接、手渡した。また、弁護士事務所から質問状を送付した。(その後、3つの文書は会員の皆さんへ送付済み)

・弁護士事務所への県教委からの回答が届くが、内容はいい加減で不誠実極まりないものだった。「守る会」と本人への回答はなかった。

〈事件の経過を公に〉

・千葉高教組の中央委員会を通して事件の経過報告文書を各分会に届けた。

・千葉県退職教職員の会の機関誌に「成田での戦争法反対事件を考える」を投稿

・県教委が保守系議員などから突き上げられて刑事告発に到る様子も「守る会」HPに掲載し、公開した。

〈その間、幹事会を2回開いた〉

## いくろうさま会の案内

秋葉幸一

生徒個人情報の流用による刑事告発を受け、ちょうど1年になります。

私はこれに異議申し立てをし、皆さんの応援により守る会が結成されました。

そして、千葉地方検察庁は私の行為に刑事告発を認めず、昨年12月に不起訴処分が下されましたが、これ

に対する県教委の謝罪は無く、今現在においても適切な判断だったと断言しています。

教育現場における県教委からの不当な圧力を危惧し、高教組を通し一連の経過をビラにして配布してもらいました。(別添「県教委 条例改ざんによる刑事告発 不起訴に謝罪なし」これが本件における私からの最後の文でした。

しかし、昨今の国会における不正疑惑や不祥事、言い逃れを毎日のように見ていると、地方の行政機関が国に付度し、それが間違っていたところで何ら態度を変えないことは、むしろ当たり前であり、あきれるばかりです。

1年前には県教委がまさか不当な告発をするなんて誰も思わなかったでしょうが、今となつては「県教委も同じか」と多くの県民は思うでしょう。

守る会HPで公表された県教委の公文書改ざんや不誠実さは、新聞等を通し現政権への不信感として誰もが察せられることになり、我々の目的は他力的にも達成したともいえます。

守る会が解散することに一抹の寂しさがあります。けれど終わりにす

べきだと思います。県教委の一部権威が失墜しても県教委そのものは存続しなければならぬからです。(私は県教委そのものを決して否定はしません)

また、権力が権威を生みそして腐敗していくのは政治の世界だけではなく、最近日大のアメフト問題があったように世間においても起こりうる自然の流れだと思います。

現権力に抗う市民が新たな権力を生まないよう自制すべきだとも思うのです。

ところで今回、幹事の皆さんの計らいで、権力に立ち向かった「守る会」の仲間の「いくろうさまの会」をやるうということになりました。

生ビールを飲み、炭火で鶏肉やトウモロコシ(もぎたての予定)を焼き、竹の香のする冷たい流しそうめんを楽しむ、木陰で誰に遠慮することもなく自由に話をし、芝生に寝転んで空を見上げる・・・そんな平和な時間を皆さんと共有したいと思います。

7月26日(木)午前10時。皆さんが集うこと。そして晴天を願っています。(詳細は別紙)

## まさか、ここまでやるのか

元成田北高校同僚 高城幸雄

「まさか、ここまでやるのか」という思いが先に立った。千葉県個人情報保護条例違反刑事告発された後、家宅捜索を受けさらに証拠品を押収され、四度にわたり事情聴取を受け送検された。

幸いにも不起訴処分となったが、「政治にはかかわらないほうが無難だよ」と思わせるには十分すぎるほどの効果をもたらした。

教職員が卒業生もふくめて、教え子の連絡先を手元に残して、同窓会や結婚式などのもろもろの相談を受け、連絡調整することは職務の性質上よくあることで、世間からも期待されていることであろう。

しかし県教育委員会は「許可を受けずに勝手に情報を持ち出しけしからん」というのである。

教え子に安保法制反対への署名を依頼した行為そのものは賛否が分かれ

るであろうが、(私自身も個人的には賛同しない)しかしその依頼もかなり抑制的で、教員としての立場を利用した高圧的なものではなかった。

ここで重要なことは、依頼を受け取った教え子や保護者のなかに不愉快な思いをした方がいたと思われる。自分の考えと違う人からの署名依頼、しかもそれが元教職員であるということに許せないという気持ちが強くなったのである。

しかしその怒りの感情は署名用紙を破り捨てることで納めなければいけないのではないのではないだろうか。いろいろな考えがありいろいろな思いを表明し中には不愉快な誘いがあるのも健全な社会の証であろう。自分とは違う考えに耳を傾ける余裕がその社会の懐の深さであり、民主主義の豊かな土壌であると思う。

今度の署名を依頼する行為が刑事罰を科したり、退職金を返上させるようなものなのか、厳罰を求める人に冷静に考えてもらいたい。

政権に批判的な人への嫌がらせとも思えることが、本来公正中立を期待される行政や司法の中で起こってい

る。それは自分自身にも降りかかってくるのは遠いことではなくなっているという思いを今度の事柄は強くさせた。

## 会員の知人(横浜在住)の声

ありえない「事件」が身近でおきていることにまず大変驚きました。

「保守系、右翼系議員の県教育委員会への圧力」は、前川喜平氏の中学校での講演に対する、自民議員による文科省を通しての介入を思い出します。

中央でも地方でもこういったことがきつと頻繁に起きているのではないかな。

一方、「守る会」の迅速な立ち上げと地道な活動には、頭が下がります。「不起訴獲得」おめでとうございます。

結局、こういった活動が攻撃を打ち破るほぼ唯一の手段なんですね。



# 県教委 条例改ざんによる刑事告発 不起訴に謝罪なし

1 昨年の3月、私は手元にあった生徒個人情報を使用し、教え子である卒業生 335 名に安保関連法廃止の反対署名用紙をメッセージと共に返信用封筒を同封して郵送しました。この件で、私は全データの削除および勧告を受けこれを受理しましたが、皆様方においては個人情報の管理徹底の締め付けが強化され、大変ご迷惑をお掛けしました。

しかし事件はこれで終わらず1年後の昨年5月、県教委は私の行為が千葉県個人情報保護条例第63条（以下単に63条と記す）に該当するとして千葉県警に刑事告発しました。

以下囲み枠内に、本件申し入れ書に対する県教委の回答について、弁護士さんによるコメントの一部を示し、この刑事告発が不当であったことを説明します。

同条は「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」することを禁じています。つまり、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」がなければ、処罰されることはないのです。

「不正な利益を図る目的」の例としては、金銭を得る目的や、特定の人を誹謗中傷する目的などが挙げられます。

これに対して、県教委は秋葉さんの行為について、「業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」と述べています。しかし、この記述には明白な誤りがあります。

県教委は刑事告発を63条に基づいて行っているわけですが、アンダーラインで示したように条例の文言の一部が置き換えられた形で刑事告発したのです。

告発状は手元にありませんが、正式な回答書の中に不正な利用と明記されていますので、告発状にもそうなっていると考えるのが自然です。

つまり公文書の中で条例の文言を県教委に都合よく変えて1個人を告発したことになり、これは公文書改ざんに等しく、その効果は公権力による弾圧となり不当なものです。

また仮に不正な利用が署名行為を指すのであれば、これは憲法に保障されているので告発は無効であり、当然63条にも該当しません。

63条は不正な利益を図る目的で盗用した場合のみ適用されるのです。

千葉地検は私の行為に不正な利益を認めず、昨年12月に不起訴処分を下しました。

実際、事情聴取は実質40分、調書も取らない非常にあっけないものでした。

県教委は遺憾であったと思いますが、告発の効果は十分あったと思います。

新聞報道をとおり、「左翼的な元教員が生徒個人情報を盗用してまで戦争法反対署名を行っている」と県民はイメージし、現職教員は萎縮したと思うからです。

私たち「守る会」（地元成田の市民団体に高退教や千退教等多くの退職教員の賛同を得て結成され、100名にも達する抗議団体。不起訴後解散。）は千葉地検の不起訴に対する県教委の「現時点ではコメントを差し控えたい」（12月22日、東京新聞）とする不誠実さに対し、私から抗

議文、守る会から要請書、弁護士団より質問状を本年1月末に提出して謝罪を求めました。  
ところが県教委からの返事は弁護士団への回答があったのみで、私や守る会には謝罪どころか返事そのものもありませんでした。

質問状に対する回答は、自分たちの判断（刑事告発）の非を認めず被疑者への謝罪は必要なし、また条例改ざんの疑いは言い直してごまかそうとしているだけで、きわめて不誠実なものでした。

私は県教委に謝罪を求めましたが、個人的な謝罪を期待していません。  
本件で見てきた理不尽な県教委の行政に不起訴処分が下されたことで、同じような弾圧を現場の教員に与えないよう微力でも抑制したかったのです。

しかし、不起訴後の県教委回答から推測されることは、教員に対する多方面にわたる圧力が残念ながらこれからも続くだろうという危惧でしかありません。

1個人の元教員やそれを支持する市民団体の要請など耳も貸さない公権力に対し、これを交渉の土俵に引き出すためには、法で定められた労働組合（交渉団体）の存在が必要であることを今更ながら実感しました。

今回の件は小さなものかもしれませんが、多くの賛同者の力で不起訴を勝ち取ることができました。

1教員は小さなものですが、教員集団は決して小さなものではありません。  
とにかく今回の刑事告発における県教委の対応を知ってもらうことが大切なことだと考えます。  
私は謝罪を求める抗議文の中で県教委に次のように予告しました。

なお、残念ながら貴委員会の誠実な対応がなかった場合は、貴委員会の不誠実な対応として、広く県民にこのことを公表し、民意を仰ぐことをご了承ください。

守る会のHPで事件の詳細を公開します。  
県教委が発行した公式文書（勧告書、申し入れ書への回答書、質問状への回答書）及び、告発に至る経緯を示す県議会文教委員会議事録（公開文書）のHPアドレスや検索方法、また勧告書から告発までの1年間の時間は何を意味しているか等は教育委員会定例会議事録（公開文書、抜粋）を参照することで見てくると思います。



教職員の皆様へ 2018年3月21日  
元成田北高校分会 秋葉幸一

## 秋葉さんの“不起訴”勝利—ごくろうさま会

—大いに食べ、飲み、語りましょう

七月二六日（木）午前十時～

秋葉邸の広大な庭にて

参加費 実費

申込み 前日までに各幹事 大木 金丸 瀬瀬 高城 原 秋葉 または  
吉岡（TEL0476-22-4190）まで

備考 アルコールを飲む人は車の運転は厳禁です。

## 秋葉幸一氏宅への地図

